

介護老人福祉施設重要事項説明書

＜令和8年8月1日現在＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-571-1230 (9時～18時まで)

担当 (主任生活相談員) 岩田 文子・(生活相談員) 山本 友紀恵

＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 特別養護老人ホームふじさわ苑の概要（施設要覧「パンフレット」を参照してください。）

(1) 提供できるサービスの種類 介護老人福祉施設サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	特別養護老人ホームふじさわ苑
所在地	埼玉県深谷市人見2028番地3
介護保険指定番号	介護老人福祉施設（1174600120）

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容	合 計
管理者	1名	名	サービス管理全般	1名
医師	名	1名	診察、健康管理等	1名
生活相談員	2名	名	生活上の相談、関係機関との連絡調整、職員への技術指導等	2名
介護支援専門員（兼務）	1名	名	サービス計画の立案・管理等	1名
看護職員	3名	名	医療、健康管理業務等	3名
介護職員	18名	3名	日常介護業務等	21名
管理栄養士	1名	名	献立作成、栄養管理等	1名
調理員	5名	名	給食の調理	5名
事務職員	2名	1名	一般事務・料金請求当	3名
その他	名	1名	介護補助	1名

(4) 施設の設備の概要

定員			50名	静養室	1室
居室	従来型	4人部屋	14室	医務室	1室
		2人部屋	1室	食堂	1室
		準個室	0室	機能訓練室	1室
		その他	人部屋 室	談話室	1室
		浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。	

3 サービス内容

① 施設サービス計画の立案

…介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画を立て、利用者又は御家族の方に説明し、同意をいただきます。

② 食 事…管理栄養士等による栄養ケアマネジメントを行います。食事時間等は

次のとおりです。

朝食 8:00～ 8:30

昼食 12:00～12:30

夕食 18:00～18:30

以上の他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂においておとりいただきます。

- ③ 入 浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助または特別浴もしくは清拭となる場合があります。
- ④ 介 護…施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等
- ⑤ 機能訓練…必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。
- ⑥ 生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- ⑦ 健康管理…当施設では、嘱託医による健康管理及び看護師によるバイタルチェック・投薬等医療的管理を行っています。
また、診察室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。
- ⑧ 緊急時の対応
…体調の変化等、緊急の場合は必要な措置を行うとともにご家族の方に速やかに連絡します。
- ⑨ 安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。
- ⑩ 療養食の提供
…当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。
- ⑪ 行政手続代行
…行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。ただし、手続に係る経費は、その都度お支払いいただきます。
- ⑫ 日常費用の受入、保管管理及び支払代行
…介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入、保管管理及び支払代金を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日常費用受入、保管管理及び支払代行契約書」の締結が必要となります。
- ⑬ 所持品等の保管
…特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。
- ⑭ レクリエーション
…当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。
- ⑮ その他のサービス
 - ア 希望食の提供…当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。ご利用の際は前日までにお申出ください。料金は別途かかります。
 - イ 通院サービス…医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。
料金は別途かかる場合があります。
 - ウ 理美容サービス…当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

エ その他のサービス…介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

4 利用料金（介護度によって料金が変わります。収入によっては、減免措置等がうけられる場合があります）

① 保険適応分 () 内は 2・3 割負担

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本 料 金	1 日当たり	589 円 (1, 178 円) (1, 767 円)	659 円 (1, 318 円) (1, 977 円)	732 円 (1, 464 円) (2, 196 円)	802 円 (1, 604 円) (2, 406 円)	871 円 (1, 742 円) (2, 613 円)
	科学的介護推進加算	40 円/月 (80 円/月・120 円/月)				
	日常生活継続支援加算 (Ⅰ)	36 円 (72 円・108 円)				
	看護体制加算 (Ⅰ) イ	6 円 (12 円・18 円)				
	看護体制加算 (Ⅱ) イ	13 円 (26 円・39 円)				
	夜勤職員配置加算 (Ⅲ) ロ	16 円/日 (32 円/日・48 円/日)				
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 円/月 (20 円/月・30 円/月)				
	栄養マネジメント強化加算	11 円/日 (22 円/日・33 円/日)				
	口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90 円/月 (180 円/月・270 円/月)				
	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ロ	所定単位数に 17.6% を乗じた単位数				

* 連続 3 日を超える外泊から 246 円が加算されます。また必要に応じて療養食加算 1 食につき 6 円が加算されます。

② 地域区分 7 級地 10.14 円

③ 自己負担分（介護保険負担限度額認定の段階により変わります）

食費	日額	1,545 円
居住費	日額	915 円

④ 自己負担分Ⅱ（介護保険外の費用です）

喫茶参加費	1 回当たり	50 円
クラブ参加費	1 回当たり	100 円
預金出納管理費	1 日当たり	80 円
日用品費	1 日当たり	50 円 (口腔ケア用品等)

⑤ その他の料金等

- 1) 入所後 30 日間に限り初期加算として 30 円が加算されます。
- 2) 安全対策体制加算を入所時に 20 円加算されます。
- 3) 本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合は、死亡前 30 日を限度として死亡月に加算となります。
- 4) 理美容費等の料金は、別途ご負担いただきます。
- 5) 入所期間中に入院または外泊した期間があるときは、介護報酬請求の取り扱いに準じ算定される料金となります。

⑥ 自己負担軽減制度

施設利用に伴って上記①から④の料金をご負担いただくこととなりますが、この料金については、次の制度によって軽減を受けられる場合があります。種々の手続きが必要となりますので契約時に担当者でご相談をしてください。

- 1) 介護保険法施行前から特別養護老人ホームに入所されている方の負担据え置き制度
- 2) 社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームに入所する方などの負担軽減制度
- 3) 高齢者夫婦などで配偶者がユニット型個室の施設などに入所され残された在宅の方の生活が困難となる場合の負担軽減制度
- 4) 1ヶ月の介護サービスの一割負担の合計額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合、その超えた部分が払い戻される制度
- 5) 利用料を支払った場合に生活保護の適用となる方についての負担軽減制度

⑦ 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。ただし、退所される場合は、退所日までの分をその都度請求いたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

⑧ 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

5 入退所の手続

(1) 入所手続

まずは、お電話等でお申し込みください。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合…………その翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります。
- ・利用者がお亡くなりになった場合…………その翌日

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを支払期限（15日間）までに支払うことなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場

合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

- ・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・上記①から③による退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降ホームを利用することとなるときは、その利用に要する実費を請求します。

6 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係機関への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った措置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに講じます。

7 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

高齢者の人生の重みをしっかり受け止め、敬意を込めた介護を行います。

(2) 施設での生活

- ・個々の趣味等の充実を図れるよう、クラブ活動・レクリエーションを行います。
- ・日常生活に密着したリハビリテーションを行います。
- ・常設喫茶の充実～くつろげる空間への配慮をします。

8 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	実 施 日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	② なし		

9 虐待防止に関する事項

サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先①		契約書別紙1の緊急連絡先①と同じ	
	氏名		

	住所	
	電話番号	
	続柄	
緊急連絡先② 契約書別紙 1 の緊急連絡先②と同じ		
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

○相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆	
1	特別養護老人ホーム ふじさわ苑 ・受付担当者 島崎 保 ・第三者委員 清水 利夫 小林 三知子 電話番号 048— 571 — 1230 (受付時間 9時から18時)
2	市町村 ・大里広域市町村圏組合介護保険課 電話番号 048— 501 — 1330 ・深谷市役所長寿福祉課 電話番号 048— 574 — 8544
3	埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話番号 048— 824 — 2568